

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 25 年 3 月 29 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

顧客との取引時の確認事項の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 31 号）（以下「改正犯罪収益移転防止法」という。）が施行されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正することとする。

2. 改正概要

機構加入者口座の開設申請時の提出書類に係る規定について、申請者の実質的支配者に係る事項など改正犯罪収益移転防止法により新たに確認を要することとされた事項を機構が確認するために必要な書類の提出を求めるための所要の改正を行う。（規則 第 11 条第 4 項）

3. 施行日

平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以 上